

平成 2 1 年度熊本市入札等監視委員会第 2 回定例会議 審議概要

開催日時	平成22年2月5日（金）午後3時		
開催場所	熊本市役所4階モニター室		
出席委員	江藤 孝（熊本大学名誉教授・志学館大学名誉教授） 桑原 隆広（熊本県立大学総合管理学部教授） 樋口 雄三（弁護士） 星野 誠之（公認会計士）		
審議対象期間	平成21年4月1日～平成21年9月30日		
抽出案件	計 16 件	（予定価格又は契約金額 200 万円以上の契約の中から委員が抽出したものに、審議を行う）	
一般競争入札	4 件	うち工事・コンサル4件、業務委託等0件、物品購入0件	
指名競争入札	8 件	うち工事・コンサル3件、業務委託等3件、物品購入2件	
随意契約	4 件	うち工事・コンサル1件、業務委託等1件、物品購入2件	
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	1 建設工事及び建設工事に係る業務委託における最低制限基準額・低入札価格調査基準価格の改正について 【説明】平成21年9月、建設工事に係る業務委託において、低入札価格調査を導入（それまでは建設工事のうち、設計金額が26億3千万以上の案件と総合評価落札方式の案件についてのみ実施）。 建設工事における最低制限基準価格・低入札基準価格については、実施要領、算定基準を改正し、基準額を引き上げた。 〔質問〕どのような趣旨で改正に至ったのか。 【回答】個々の契約の内容に適合した履行確保、建設関連業や地域の雇用の確保などの観点から制度の改正を行った。 2 抽出事案について（入札結果等については、別紙のとおり） (1) 都市計画事業 東部浄化センター汚泥脱水機電気設備工事（32 工区）：一般競争入札（入札前審査方式） 〔質問〕本事案の入札参加資格を満たしているような業者はおそらく複数者あると思われるが、1社からしか申請がなかったのはなぜか。一般競争入札の形をとっているが、事実上は随意契約のように思える。 【回答】他のメーカーも申請する可能性はあったため一般競争入札を行ったが、特殊な工事のためか、結果的には今まで同業務の実績がある日立からしか申請がなかった状況である。他社は自社では履行できないと考え、申請をしてこなかったと推測する。 〔質問〕実績のある業者とずっと契約していることになるが、このことに問題はないのか。 【回答】一般競争入札により公募した結果のため、問題はないと考えている。 (2) 都市計画事業：中部汚水4号幹線枝線下水道築造工事(603工区)：一般競争入札（入札後審査方式）		

委員会からの意見・ 質問及びこれに 対する本市の説明	〔質問〕この案件は入札後審査方式であるから、落札候補者がきちんと工事を施工できるかということ、入札後に判断したということか。 【回答】技術者の数が足りているか等の点検項目を確認した上で、落札を決定している。 (3) 銭塘団地（14戸）建築工事：一般競争入札 質疑なし。 (4) 中部浄化センターB系消化槽ガス流量計取替その他工事：指名競争入札 〔質問〕指名競争入札を行っているのはなぜか。 【回答】一般競争入札は1件当たりの設計金額が1,000万円以上の工事・建設工事に係る業務委託について対象としており、本案件は一般競争入札の対象とはならず、指名競争入札を行っている。 〔質問〕辞退はいつの段階での辞退か。 半分近くもの業者が辞退することはよくあるのか。 【回答】辞退の場合、入札書提出時に辞退届を提出している。 案件によっては本件のように辞退者が多い場合もある。手持ち工事の状況、経営上や戦略上の問題等が辞退の判断材料になっているのではないかと推測される。 〔質問〕辞退と棄権について、その違いは何か。また、今後の効果についても違いはあるのか。 【回答】辞退届を提出した場合は辞退、入札書も辞退届も提出せず、入札に全く不参加の場合は棄権となる。 国の指導により、辞退は自由で理由は問わないとしており、辞退理由についても後から確認することはない。棄権の場合は願末書を提出させている。両者とも、今後指名をしない等のペナルティは課していない。 (5) 中央公民館昇降機設備改修工事：随意契約 〔質問〕予定価格は相手方にも非公表か？予定価格と見積金額がほぼ同額であるのはなぜか。業者の見積に近い金額を出せるほど、市側に設計のノウハウがあるということなのか。 【回答】予定価格は契約相手方にも非公表である。市側の設計については、製造メーカー（契約相手方）に取替が必要な部品を調査してもらい、取替部品毎の見積を徴し、その金額に査定率を乗じて設計金額を算出した。 〔質問〕設計の根拠となる見積書を提出したのは契約相手方であるが、それでは相手方の言うことをそのまま受け入れたということか。 【回答】市側にも設計担当の技術者がいる。また、公民館では保守点検委託がされており、今までの故障履歴等も参考にしている。 〔質問〕専門性の高いものについては、一度導入するとその後の修理などをずっと同じ業者しか受けられなくなると感じたが、最初の導入の
---	---

委員会からの意見・ 質問及びこれに 対する本市の説明	段階ではランニングコスト等をどの程度考慮しているのか。 【回答】本件の昇降機に関しては、導入段階でランニングコストまで考慮して相手方を決定したものではない。最近では、大型情報機器、博物館のプラネタリウムについて、ランニングコストも評価項目に入れた総合評価落札方式にて一般競争入札を実施し、契約相手方を決定した。 (6) 都市計画事業 西部汚水 11 号幹線枝線外枝線詳細設計業務委託(第 701 号)：一般競争入札（入札前審査方式） 〔質問〕 予定価格と落札金額の差が大きい、これほど安値で履行可能なのか。 【回答】最近では低金額での入札が多くなっている。この設計業務委託について、完成検査の結果に問題はなく、安いために成果が劣っていたということはなかった。 〔質問〕 この業務は 1 回きりのものか。最初は安い金額で契約しても、その後の関連する契約を随意契約で契約できるような業務か。 【回答】 1 回きりの業務であり、そのようなことはない。 〔質問〕 ほとんどの業者が予定価格の半分以上で応札しており、落札業者だけがダンピングしたというような結果ではない。予定価格が適当だったのか疑問に感じる。 【回答】 国土交通省の基準に基づいて設計を行っており、予定価格は適当であったと考えている。 〔質問〕 国交省の基準は相場の 2 倍以上になっていることになり、元々の基準が高すぎるのではないかという印象を抱く。 【回答】 9 月からは建設工事に係る業務委託（設計業務等）についても、低入札価格調査制度を導入し、予定価格の 60%未満の入札については調査を行っている。過当競争になり、品質の低下を招くことのないよう、制度を導入した。本件は低入札価格調査の実施前のものであり、予定価格との差が大きくても落札となっている。 (7) 竜南中学校外 1 校耐震補強および太陽光発電システム設置設計業務委託：指名競争入札 〔質問〕 指名業者の約半分が辞退し、応札業者の入札額は全て予定価格と同額となっているが、これはなぜか。 【回答】 この時期、耐震補強設計業務の案件が多数あった。この業務はできる業者が限られており、応札業者も他の同様の手持業務で手一杯で落札するつもりがなかったため予定価格（事前公表）で入札したにも拘らず落札となり、結果、契約を辞退することになったと推測できる。本件と同様、落札者が契約を辞退した耐震補強設計業務の案件が他にも 4 件あった。契約を辞退した業者に対しては、指名停止の措置をとった。
---	---

委員会からの意見・ 質問及びこれに 対する本市の説明	(8) 錦ヶ丘 1 番付 φ100 耗配水管布設他 2 件工事：指名競争入札 質疑なし (9) 熊本市庁舎昇降機設備保守点検業務委託：指名競争入札 〔質問〕落札者以外は辞退又は棄権であるが、これはなぜか。 【回答】辞退した業者の内、エス・イー・シー・エレベーター(株)、マーキュリアシソール(株)はメンテナンスの専門業者で、エレベーターの保守点検に関しては他の案件においても通常、設置メーカー＋メンテナンス専門業者が入札に参加している。この 2 社は、比較的新しい施設の入札に参加し、古い又は大規模な施設の入札には参加していない状況で、本案件の本庁舎エレベーターについても保守専門業者は参加しておらず、設置メーカーのみの参加となっている。 (10) 南部市民センター外 2 施設空調設備保守点検業務委託：指名競争入札 〔質問〕低入札価格調査の対象にはならないのか？ 【回答】保守点検については、現在実施していない。次は、人件費比率の高い清掃業務委託について実施を検討している。今後、対象業種を順次拡大していきたいと考えている。 (11) 熊本市市民病院消防設備保守点検業務委託：指名競争入札 〔質問〕予定価格が入札金額に比べかなり高いが、どのようにして予定価格を決めているのか。 【回答】国交省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」平成 20 年版、「建築保全業務積算基準」平成 20 年版をそれぞれ基準に積算している。例えば、消火器に対して保全技術員が何人、屋内消火栓に対して保全技術員が何人、保全技術員補が何人必要などの数量をそれぞれ拾い上げ、労務費を掛けて積算し、設計している。 (12) 九州新幹線熊本総合車両基地建設に伴う都市計画事業富合処理区西部汚水幹線及び枝線下水道築造業務委託：随意契約 【説明】本案件は新幹線関連用地内の公共下水道管築造工事を、九州新幹線車両基地建設に併せて平成 22 年 3 月までに完了させなければならないものである。このため、車両基地建設関連工事との調整を図りながら確実な工程管理を行うことができる業者を契約相手方として選定し、工事施行を包括的に委託する必要があったため、車両基地建設を統括する独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構と随意契約（協定）を締結したものである 〔質問〕協定額はどのようにして決定したのか？ 【回答】市で積算を行い、協定額は概算で決定している。協定を結んだ鉄道建設・運輸施設設備支援機構の方で入札を行い、協定額の 91.7% で落札している。最終的に清算し、市はその金額を支払うことになる。 〔質問〕このような契約形態はよくあるのか。
---	---

委員会からの意見・ 質問及びこれに 対する本市の説明	【回答】前例がないことはないが、事例としては大変少ない。 (13) 男性用外とう A：指名競争入札 質疑なし (14) 市政だよりくまもと：指名競争入札 〔質問〕業者によって入札額にかなり差があるが。 【回答】落札業者が努力し、安い金額で入札した結果、差がついたと考えられる。 (15) 小型動力ポンプ付積載車（消防分団車）：随意契約 質疑なし (16) 熊本市民病院北館 2 階無菌ユニット設置：随意契約 【説明】感染症対策として冬季の新型インフルエンザ拡大期前（10 月末）まで対策を行うため緊急に無菌ユニットを設置する必要性があり、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により随意契約を締結。3 社から提案書を提出してもらい、金額や提案書の内容等から判断し、契約相手方を決定した。 〔質問〕今回提案書を提出した 3 社以外に、できる業者はないのか？ 【回答】他の業者にもあたって見たが、確認した中では他に可能なところはなかった。 3 「低入札価格調査運用状況」「指名停止等運用状況」「談合情報等対応状況」「苦情処理状況」について ・「低入札価格調査運用状況」「談合情報等対応状況」「苦情処理状況」 質疑なし ・「指名停止等運用状況」 〔質問〕抽出事案 12 で鉄道建設・運輸施設設備支援機構にて行った入札の落札業者が指名停止措置を受けているが、問題はないのか。 【回答】契約締結は平成 21 年 5 月 29 日、指名停止は平成 21 年 7 月 22 日からであり、契約締結時点においては指名停止措置を受けておらず、契約締結が可能であった。 4 平成 21 年度第 1 回定例会議抽出事案「船舶修理」について 【本市からの説明】 平成 21 年度第 1 回定例会議で審議された消防艇の法定中間検査整備（以下「船舶修理」という。）に関して、予定価格、落札金額、参考見積金額が全て同額であった件で、本市の説明不足のために詳しい審議ができなかったため、今回改めて説明する。 同日「船舶修理」より先に審議された他の案件で、予定価格と入札金額が同額であった工事の指名競争入札があり、そのことについて委員が
---	--

委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	ら質問があった際、その案件は予定価格が事前公表であったため、その旨説明した。その後に審議された「船舶修理」の際、本市では物品購入（修理）については全て予定価格を非公表としているが、そのことが説明できていなかった。よって、委員が予定価格と落札金額とが同額であったことについて、先に審議した案件同様、予定価格は事前公表されていたと判断されたのは当然であり、本市の説明不足のために詳しい審議ができなかった次第である。 予定価格の設定に関して、全国の政令指定都市・中核市及び九州・沖縄の県庁所在地の計 60 都市へ照会を行った。その結果、設計が困難な案件については、多くの都市が業者からの見積書を参考としている状況であった。予定価格の決定にあたっては、歩切りをせず見積額をそのまま予定価格としている都市が 6 市、歩切りをすると決めている都市が 4 市、案件毎に歩切りの有無を決定している都市が 30 市あり、熊本市も任意にその都度決定している。国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」にて、設計金額の一部を正当な理由なく歩切りにすることは厳に慎むよう要請されており、熊本市契約事務マニュアルでもそのような取扱としている。 〔委員からの意見〕 委員会としては、予定価格の件について指摘をしていたにも拘らず予定価格と落札金額が同額だったことについて、紙面にて「議論にならなかった」とされた。今後はこのようなことのないよう、会議での審議内容を正確に公表することを要求する。 予定価格の設定についてであるが、予定価格を正当な理由なく歩切りすることが禁止されることは当然のことであり、着目すべき点は歩切りの有無ではない。数社から見積を徴したのであれば項目ごとにそれぞれの見積を比較したり、他の自治体の契約についても参考にしてみるなど、業者の見積金額を精査した上で予定価格を設定することが必要である。 もしその作業を省略し、見積価格をそのまま予定価格としたのであれば、予定価格の決定について問題があったと思われる。 【本市からの回答】 今後、予定価格の決定に関しては、今以上に慎重に行うようにし、特に業者からの見積書を参考に予定価格を設定する際には、見積内容を十分に精査した上で決定していきたい。
---------------------------------	---